



米国出願クレームエディットのススメ

～直訳クレームからの脱却を目指して～

平成25年4月25日(木) 13:30～17:00

講師: 高橋 明雄 氏

(グローバル・アイピー東京特許業務法人弁理士・U.S. Patent Agent (Unregistered))

Joseph J. Buczynski (ジョセフ・ブチンスキー) 氏

(GLOBAL IP Counselors, LLP (米国・ワシントンDC)、米国特許弁護士)

「まず日本語から英語に翻訳し、誤訳や訳抜けのチェックを行い、多項従属クレームを単項従属クレームにして、現地代理人に出願指示を出す。」

日本出願に基づいて米国出願する際のこの一連の流れに何ら疑問を抱いていない実務家の皆様に問題提起をすることが、本セミナーの最大の目的です。

一般に各国には独自の実務慣習が存在するため、慣習に沿ったクレームを国毎に作成することが理想的です。そのため、外国出願を行う際には、「翻訳」と「エディット」という2つの異なる作業を行う必要があります。

しかしながら、エディット作業の重要性に気付かず、日本の実務慣習に沿って作成された日本語クレームを直訳して外国出願を行うことが現実的には少なくありません。中には、日本語クレームを技術的・文法的に正しく翻訳することこそが外国出願業務の最重要事項であると誤解している実務家もいるかも知れません。

本セミナーでは、日本語クレームを直訳した米国クレームの典型例(電気・機械分野)を題材として取り上げ、米国特許弁護士の視点で問題点を指摘するとともに、その改善策を提案します。

なお、本セミナーは基本的に日本語で行われ、ポイント部分を米国特許弁護士が英語でコメントする形式(日本語での補足説明有り)で行われます。

◇本セミナーは、外国出願(特に米国出願)の権利化業務に携わる企業知財部員、特許事務所員を対象とするものです。

【アジェンダ】

1 事例説明。 2 形式的エディットポイント。 3 実体的エディットポイント ↓

【物のクレーム】関係代名詞、動作動詞、主語と述語の関係、Wherein節、分詞構文、日本語PCT出願の米国国内移行、などを説明 【方法クレーム】Step、ナンバリング、行為に対する限定、などを説明。

4 まとめ。

開催場所:

一般社団法人発明推進協会 研修ルーム

東京都港区虎ノ門2-9-14
発明会館ビル7階

定員:

40名

■ 申込方法・お問い合わせ先
・当推進協会HP (<http://www.jiii.or.jp>) もしくは
FAXにてお申込みください。

参加料:

一般9,000円

会員7,000円 (消費税込)

※知的財産のスペシャリストをクリエイトする※

一般社団法人
発明推進協会
知的財産研究センター

◆検索ワード⇒

一般社団法人 発明推進協会 知的財産研究センター
研修チーム

TEL : 03 (3502) 5439

FAX : 03 (3506) 8788

E-mail : kouza-form@jiii.or.jp

- 4月18日 以降にキャンセルされた場合、参加料は理由の如何を問わずご請求させていただきますので予めご了承下さい。